

相続アドバイザーのための会報誌

Adviser

VOL.37

2015年5月

●発行人 NPO法人 相続アドバイザー協議会

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場1-31-18高田馬場センタービル3階

TEL.03-3208-6271 FAX.03-3208-6255 URL: <http://www.souzoku-adv.com> E-mail: sa-info@t-ap.co.jp



穏やかで愛情豊かな心こそ
「相続」には一番大事。

2面 新理事長就任のご挨拶

相続アドバイザー養成講座／新講座のご紹介

第33期より新しくなった講座のうち、3講座をご紹介します。

- New!** 相続の法律実務要点 — 司法書士 中島 誠 先生
- New!** 信託を活用した相続実務 — 有限会社ビクトリー 松原 由香里 先生
- New!** 遺言書の作成と相続の心構え — 行政書士 阿部 恵子 先生

4面 お得な制度をご紹介します！

養成講座再受講／単独受講／紹介割引制度

SAさくら会は「相続アドバイザー協議会の公認」となりました！

記事
募集

実務体験報告、協議会活動に関する感想。地元勉強会開催の様子、広く相続に関連するエッセイなどの記事を募集しています。投稿のお申込みはメールで事務局まで!!

投稿お待ちしております！

E-Mail: sa-info@t-ap.co.jp



NPO(特定非営利活動)法人
相続アドバイザー協議会®

◆新理事長就任のご挨拶◆



新緑の候 会員の皆様には益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、先般の総会でも発表させて頂きましたが創設以来、長きにわたり協議会の代表を努められました芳賀則人氏が理事長を退任されました。

後任として私儀、平井利明（前、副理事長）が平成27年3月25日付で理事長に就任いたしましたので謹んでお知らせ申し上げます。

私こと誠に微力ではございますが協議会の持続可能な運営、更なる発展に鋭意取り組む所存ですので前任者同様格別のご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

お陰さまで今年協議会は15年目の節目の年を迎えますが、置かれている外部的環境の変化また、内部構造の根本的な改造を時代の要請に応じ今回の理事長交代となった幸いです。

私は養成講座第3期生（平成13年）を受講した後、ご縁があり翌年から協議会の運営に携わるなかで、公的機関との相続相談会の企画や運営、全国の各地区会員諸氏との「相続フォーラム」の開催、コンプライアンス研修会また各地区の会員研修会の立ち上げ等、多くの経験を積ませて頂きました。

今後はこれまでの協議会での経験、ネットワークを活かし協議会の抱える多くの課題を丁寧に分かり易く解決して行く所存です。

なお、芳賀前理事長は特別顧問として今後も共に協議会の発展にご尽力を頂ける由、役員一同が心を新たに取り組み次世代へ繋がる協議会の運営に邁進してまいります。

会員の皆様には何卒、これまで以上のご理解とご支援、ご協力を重ねてお願い申し上げます。

平成27年5月

NPO 法人相続アドバイザー協議会
理事長 平井利明

—新講座のご紹介—

第33期『相続アドバイザー養成講座』から、新しい講座が複数誕生しています。相続への関心がさらに高まっている現在、お客様のニーズも変化しています。そうした変化に対応するためにも、常に新しいテーマやそれにふさわしい講師の先生方を模索しています。

その中から、最近新しく養成講座に採用された講座を3つ、ここでご紹介いたします。

1 相続の法律実務要点

（今までに無かった少し変わった講座）

司法書士 中島 誠 先生

第12講座の内容を御説明します。前半はこれから相続手続に携わる方を対象として、相続手続きを体系的に学ぶ講座、中盤は既に相続手続に携わっている方を対象として、相続手続きの手法・知識を深める講座、後半はこれまでの養成講座から見ますと、少し変わった講座で、「人格・人間力・徳」、「本質を見抜く力」をいかに養成するかを学ぶ講座から成り立っています。下に前半、中盤、後半の各講座を少し詳しく御説明します。



【前半の講座】

被相続人を磯野波平とする具体的相続事例を設定し、相続手続の開始から終了までを順を追って進めることにより、相続人の範囲の確定・相続分の確定・相続財産の範囲の確定・遺産分割協議・相続税額の確定・相続登記を体系的に理解します。

【中盤の講座】

実務で比較的多く出会う相続事例（相続分譲渡・利益相反・数次相続・不完全な遺言・海外の相続人）を取り上げ、手法・知識・対処方法を学びます。

【後半の講座】

この講座は、第1講座「相続の基本と仕組み」の後半部分[相続は心のコンサルティング]で述べられている、「人格・人間力・徳」、「本質を見抜く力」に焦点を当て、普段の生活の中でこれらを養い育てる手法を解説すると共に、専門家が「人格・人間力・徳」「本質を見抜く力」を身に付けることがいかに依頼者の救いとなり、また専門家自身も豊かに幸せになるかを御説明します。

2 信託を活用した相続実務

松原 由香里 先生
(NPO法人 相続アドバイザー協議会 理事)

本年33期養成講座から相続実務編の講師を務めさせていただきます。内容は「信託を活用した相続実務」です。

平成21年に相続アドバイザー協議会養成講座受講後の勉強会で信託法改正を知りました。

私自身、障害児の親であった立場から“親亡きあとの生活設計”のための「ふくし信託」を行う社団法人を多くの方のご理解とご協力を得平成23年に設立し、「ふくし家族信託」を手掛けるようになりました。

その様な中で相続相談に来られる方の内容を伺うと信託を活用するのが最善だと思う事案が多くあり自然な流れの中、相続実務で信託を活用するようになりました。

その実務経験を余すところなくお伝え致します。

前半は「信託の仕組みと信託の方法」「今なぜ信託が注目されるのか」と法務的内容で基礎知識をお伝えします。

後半では「相続実務での信託活用法」として事例四つ(①内縁関係②実子死亡③相続納税資金確保のための信託④再婚)を紹介します。家族背景・要望を詳細に説明し信託スキームのイメージを掴んで頂きやすく解説します。

最後に「社会貢献につながる信託活用法」と題しアドバイザーとしての社会貢献を提案してゆきます。これからの円満相続のために信託実務はさらに必要不可欠な知識となります。

- ・信託後の実際の登記簿謄本参照
- ・公正証書にする際の注意点・工夫・公証人とのかわり方
- ・信託受託者明記の銀行口座作成の工夫の仕方 等

相続の第一線で活躍されるアドバイザーの皆様在即実践して頂ける内容の講座であるよう心掛けて講師を務めて参ります。



3 遺言書作成と相続の心構え

行政書士 阿部 恵子 先生

たくさんの土地を所有する都市農家のご主人が亡くなりました。相続人は高齢の奥様と息子さんお2人です。両親と同居し農家を手伝っていた長男は、当たり前のようにその土地を相続するつもりでいました。

しかし、いつも両親から兄夫婦の不満を聞かされていた弟は、均分相続を求めました。遺産分割の話し合いは決裂し、母親を巻き込んだ大変なトラブルへと発展しました。遺言があったら状況は全く違うものになっていたでしょう。

戦後の法改正により家督制度が廃止され均分相続となり、個々の権利意識も高まりました。しかし法律で一律に決められた相続制度は、不公平感を生みだし紛争の原因にもなっています。未婚率、離婚率の上昇、急激な高齢化、認知症などの社会情勢の変化に伴い相続トラブルも多様化し、ひとたび問題が発生すると解決までに長い時間と労力を要することとなります。

相続で最も大切なことは、被相続人の遺志を受け継ぎ、円滑に財産を分け、相続後も良好な親族関係を保っていくことにあります。

相続にまつわる紛争を回避し、ご家族の実態に合った財産分けを実現できるのが遺言です。第9講座は遺言について正しい知識を身につけて頂く為の講座です。なぜ遺言が必要か、遺言の種類、遺言で指定できる事、遺言作成時の注意点、遺言者の最後の意思表示である付言の重要性などについて、また、老後を安心して過ごすために準備できる事についても事例を交えてお伝え致します。



お得な制度をご紹介します！

養成講座再受講
単独受講
紹介割引制度

相続アドバイザー養成講座は、お陰様でこの秋開催にて第35期を迎えます。毎回多くのアドバイザーと新たなネットワークが誕生し、各地域にてご活躍されています。また、養成講座では時代の変化に対応してテーマや講師を厳選するとともに同テーマの講座であっても常にリニューアルしています。



そこで最近では、養成講座を再受講する方が増えています。法改正や知識のブラッシュアップ、新講座の受講、期を超えた新たなネットワークづくりのためなど様々ですが、再受講されて方々からは一様に「再受講してよかった」との声があがっています。認定会員の方の再受講に当たりましては次のような特典がありますので、ぜひご活用下さい。

全20講座を再受講する場合・・・99,900円(税込)
<通常 199,800円>
講座を単独受講する場合・・・6,480円(税込)

また、認定会員の方の紹介により新たに養成講座を受講される方につきましては、紹介割引制度として**189,000円(税込)**により受講いただけます。

皆様の周りに相続に関心をお持ちの方、セミナー受講を迷われている方などいらっしゃいましたら、ぜひこの紹介制度をご活用いただければと思います。再受講と紹介制度で知人と一緒に受講なんてこともいいでしょう。詳細につきましては本書に同封の「ご紹介制度シート」をご確認、又は協議会事務局までお問い合わせ下さい。

SAさくら会 は 「相続アドバイザー協議会の公認」 と、なりました！

称して「協議会公認 SA さくら会」と新たなスタートを開始いたします。

平成26年7月発足以来、女性会員の知識の向上、女性ならではの悩みの共有、ネットワークの構築等にお役立ちの場として、回数を重ねる毎に会員皆様のお陰を持ちまして、現在は会員36名に達しました。

協議会公認SAさくら会は本年5月27日(水)で第5回目を向かえ、18時～19時45分、その後は懇親会があります。

講師は、よつば総合法律事務所の弁護士 松村茉莉様です。

場所はエムワイ貸会議室高田馬場 新宿区高田馬場1-29-9 TDビル3階

費用は1,500円位です。(懇親会は4,000円位です)

皆様、是非奮ってのご参加をお待ち致しております。

相続の現場を各分野別に、会員自らが積極的に講師を申し入れるという活発な仲間が集まっています。

そして、講演後の懇親会では、他では聞くことの出

来ない情報交換を行いながら、沢山の貴重なご意見を聞くことで、楽しく、明るい有意義な時間を毎回行っております。

相続アドバイザー協議会の女性会員の方がゲストをお迎えすることも大歓迎ですので、宜しく願い申し上げます。



(さくら会 懇親会@高田馬場ウルスラ)

その他の勉強会

相続アドバイザー協議会では会員同士の勉強会として下記のものがあります。

関東地区相続寺子屋	開催地	高田馬場
東海地区相続寺子屋	開催地	名古屋
関西地区相続寺子屋	開催地	大阪
九州地区相続寺子屋	開催地	福岡
SAたま塾	開催地	立川

そして新たに神奈川県海老名市周辺の会員で「SAえびな」が始まります。

昨年、海老名市で相続フォーラムを行ったメンバーが中心になって行います。

第一回目は6月18日(木)17時～海老名市民会館で行われます。講師はSA協議会副理事長の野口賢次氏です。

SA会員のメリットはネットワークを構築できることです。各地区の勉強会はその足場づくりとして活用されています。会員同士でチームを作り相続案件に取組み成果を上げているようです。

SA協議会<理念>

相続の研修と実務を通し
自分を磨き人のお役に立ち
社会に貢献する。

この理念を実現するため基盤になっていくための勉強会にしていきましょう！